

3月29日（火） 知事会見

- 1 オミクロン株に対する当面の対策 ～これまでの対策を踏まえて～
 - (1) ワクチン接種
 - (2) 検査、療養体制等
 - (3) 施設等における感染防止対策
 - (4) 感染警戒レベルの改正
- 2 新基準に基づく医療アラート及び感染警戒レベル
- 3 「医療警報」解除後の対応

1 オミクロン株に対する当面の対策 ～これまでの対策を踏まえて～

(1) ワクチン接種

(2) 検査、療養体制等

(3) 施設等における感染防止対策

(4) 感染警戒レベルの改正

2 新基準に基づく医療アラート及び感染警戒レベル

3 「医療警報」解除後の対応

1-1 目的

本年1月から始まった過去最大の第6波が長期化している現状を踏まえ、
これまでの新型コロナウイルス感染症対策の再検討を行い、
オミクロン株の特性や陽性者の状況等に基づき、対策の改善を行う

1 - 2 基本的な状況認識

1 オミクロン株の特性

- 感染症法上2類相当の取扱いが維持され、致命率は、**季節性インフルエンザの致命率よりも高い**
- **感染・伝播性が高い**ことが示されている一方で、**若年者や基礎疾患のない者等は重症化しにくい**と考えられる

2 陽性者の状況（第5波と第6波を比較した場合）

- **新規陽性者数は約6.8倍に急増**している
- **子どもの陽性者が多い傾向**にある
- **重症及び中等症の割合が、高齢者を含むいずれの年代においても減少**している

3 治療薬の普及

- 令和4年3月14日現在、中和抗体薬2種、抗ウイルス薬3種、**計5種の治療薬が使用**され、**いずれも重症化予防効果がある**ものとして承認されている

4 暮らしや事業への影響

- 県民の自由と権利への制限は、**必要最小限にとどめる必要がある**。新規陽性者数が多い場合、要請等を強化しなくても、人の行動に影響を及ぼすことにも留意することが必要である

	新規陽性者数	陽性者のうち 重症及び中等症の割合（全体）	陽性者のうち 20歳未満の年代の者の割合	陽性となった高齢者のうち 重症及び中等症の割合
第5波（R3.7.1～12.31）	3,925人	10.6%	21.2%	27.0%
第6波（R4.1.1～3.12）	26,755人	2.3%	33.2%	14.3%

1 - 3 新たに重視する目標

「救える命が救えなくなる事態を回避する」という基本目標は維持し、
「新規陽性者数の抑制」を図りつつ、

「重症化リスクの高い方を守ることを対策の重点」とする。

特に高齢者の新規陽性者をできる限り抑制するとともに、
以下の目標に向かって取組む。

- ① 確保病床使用率：20%以下を目指す
- ② 重症者用病床使用率：20%未満(8人以下)を維持する

1 追加接種

- 4月末までに約124万回の接種を目指す
(4月中に約25万回。4月末までの接種可能対象者に対して、高齢者は9割以上、全体8割以上の接種を目指す)
- 県接種会場は予約なし接種など利便性向上を図るとともに、2万人規模で運営する。

2 小児接種

- 4月中旬までに接種を希望する小児に対する接種体制を全市町村で整備する。

1 - 4 当面の対策【②検査、療養体制等】

1 検査

- ・ 診療検査医療機関の更なる増加を図り、簡易キットでの検査を推進する
- ・ 保健所に、当面10,000個の抗原簡易検査キットを備蓄し、必要な検査を臨機に実施する

2 治療薬

- ・ 国に対して在庫上限数の引き上げなど柔軟な対応を要請する

3 入院調整

- ・ 一次振り分け診察について、より多くの診療検査医療機関での実施を目指す
- ・ 転院調整や後方支援医療機関の積極活用など、コロナ病床の効率的な運用を行う

4 自宅療養

- ・ 健康観察センターによる健康観察と生活支援物資の提供を継続して実施する
- ・ 健康観察センタースタッフを状況に応じて増員する一方、健康観察対象者をシステム入力がない者に限定する

5 保健所等対応

- ・ 高齢者等ハイリスク者に対する対応に重点化する
- ・ 濃厚接触者の検査のため、休園が困難な保育所等の職員には、抗原定性検査キットを配付する

6 変異株等の検出

- ・ 現行体制に加え、民間検査機関へのゲノム解析の委託を検討する
- ・ BA.2のスクリーニング検査実施に備える

オミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査の実施

濃厚接触者区分	濃厚接触者の特定 (発生日2日前以降)	濃厚接触者の検査
(ア) 同居者	保健所が実施	原則として、 ・ハイリスク者（注1） ・ハイリスク施設職員 に対して行政検査を実施
(イ) ・ハイリスク施設（注2） ・高齢者・障害児者の通所・ 訪問系事業所（注3）	保健所が実施	行政検査を実施
(ウ) 保育所、幼稚園、認定こども園、 小学校、義務教育学校、特別支 援学校及び放課後児童クラブ	学校・施設等の協力の下、 保健所が実施	原則として、 ・ハイリスク者（注4） ・ハイリスク者と同居している者（注4） ・ハイリスク者が在籍する特別支援学校 に対して行政検査を実施（注5）
(エ) 上記以外の事業所等 (中学校・高校含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として保健所等による一律の積極的疫学調査は実施しない ●集団感染が発生した場合等は、必要に応じて保健所による調査や検査を実施 	

注1) ハイリスク者：高齢者や基礎疾患を有する者など感染した場合に重症化リスクのある者

注2) ハイリスク施設：医療機関、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、療養介護事業所、障害児入所施設等

注3) 高齢者・障害児者の通所・訪問系事業所については、ハイリスク施設に準じ、入浴介助・食事介助など、接触状況等に応じて対象とする。

注4) 本人等からの申出内容（施設経由）により判断

注5) 休園が困難な保育所等の職員には、抗原定性検査キットを配付

1 - 4 当面の対策 【③施設等における感染防止対策】

1 高齢者等施設における対策

- 感染予防対策の研修や看護協会と連携した個別指導を実施する
- レベル5地域にあつては、必要に応じて従事者に対する集中検査を行う

2 学校における対策

- 臨時休業ルールを継続・徹底する
- 基本的な対策に関し、市町村立学校、私立学校、大学・専門学校等への研修を実施する

3 保育所等における対策

- ウイルスを施設に持ち込まない、広げない対策の徹底
- レベル5地域にあつては、必要に応じて保育士等に対する検査キットを活用した検査を推奨する

4 飲食店等事業者に対する対策

- 「信州の安心なお店認証制度」を継続し、認証更新時に対策を改めて点検する
- 基本的な感染防止対策に関する利用者への呼びかけを依頼する
- 検温器など感染対策に必要な資器材を配布する

感染警戒レベルの改正

(内容)

- 医療アラートを感染警戒レベルと別建てにして、新たに医療特別警報を設ける。
- 感染警戒レベルの新規陽性者数の基準を実情に合わせて見直す。

(基本的考え方)

- 医療アラート（全県対象）及び感染警戒レベル（基本は圏域対象）の状況を踏まえ、対策をきめ細かく講じる。
- 「救える命が救えなくなる事態」を回避するため、医療逼迫を防ぐ。

医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルによる対策の目安

※あくまでも目安であり、その時々^の感染状況に応じて必要な対策を講じる

- **医療非常事態宣言** 【確保病床使用率50%以上】
(全県で社会経済活動を抑制して感染防止に取り組む段階)
 - ・県全域に強い措置を講じる。
 - ➡ 外出自粛、往来自粛、分散登校、時短要請、イベントの中止・延期の検討など。
- **医療特別警報** 【35%以上】
(市町村単位又は圏域単位で社会経済活動を抑制して感染防止に取り組む段階)
 - ・レベル5 圏域又は当該圏域内のレベル5 相当市町村に対して、医療非常事態宣言並みの強い措置を講じる。(強い措置なので、短期・集中の対応となるようにする。)
 - ➡ 重症化リスクの高い方等への外出自粛、時短要請、イベントの中止・延期の検討など
- **医療警報** 【25%以上】
(社会経済活動を維持しながら、できる限りの感染防止対策を講じる段階)
 - ・医療特別警報発出に至らないよう、感染警戒レベルに応じた呼びかけと対策を行う。
 - ➡ 感染リスクの高い場面・場所等への外出・移動の際の注意喚起など

1 オミクロン株に対する当面の対策 ～これまでの対策を踏まえて～

(1) ワクチン接種

(2) 検査、療養体制等

(3) 施設等における感染防止対策

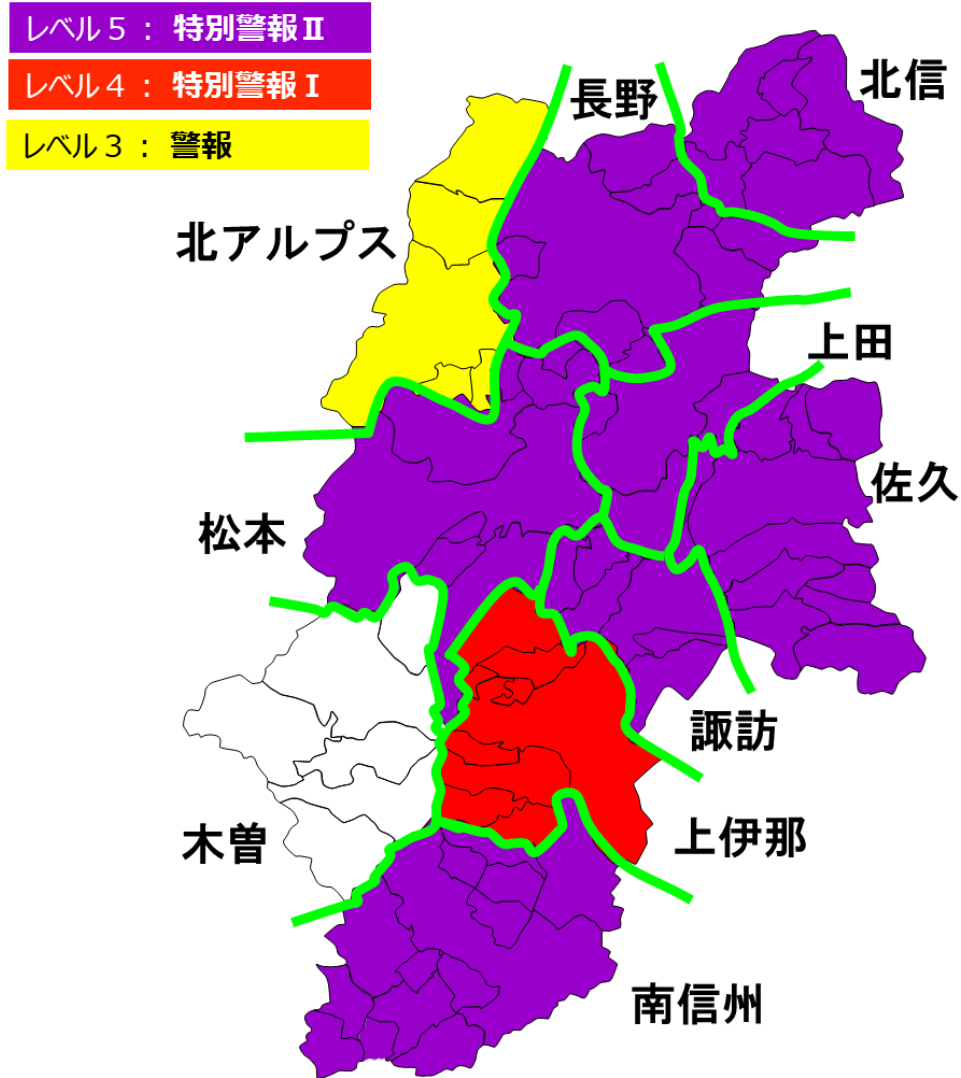
(4) 感染警戒レベルの改正

2 新基準に基づく医療アラート及び感染警戒レベル

3 「医療警報」解除後の対応

2 新基準に基づく医療アラート及び感染警戒レベル

本日、「医療警報」を解除し、各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えます



圏域	感染警戒レベル	直近1週間の新規陽性者数(人)	人口(10万人あたり)(人)
佐久	5	255	(124.74)
上田	5	204	(105.20)
諏訪	5	418	(215.64)
上伊那	4	153	(85.05)
南信州	5	298	(191.82)
木曾	1	16	(62.80)
松本	5	638	(150.58)
北アルプス	3	55	(97.80)
長野	5	1056	(198.23)
北信	5	154	(186.56)

※直近1週間の新規陽性者数及び人口10万人あたりは3月22日～3月28日の値(届け出受理日による)

1 オミクロン株に対する当面の対策 ～これまでの対策を踏まえて～

(1) ワクチン接種

(2) 検査、療養体制等

(3) 施設等における感染防止対策

(4) 感染警戒レベルの改正

2 新基準に基づく医療アラート及び感染警戒レベル

3 「医療警報」解除後の対応

3-1 高齢者や基礎疾患がある方を守り、第6波を克服するためのお願い

【全県の皆様へのお願い】

- 1 高齢者や基礎疾患がある方の感染防止にご協力ください
- 2 体調がすぐれないときは、外出を控え、速やかに医療機関を受診してください
- 3 県外を訪問するときは、感染リスクが高い場面を避け、慎重に行動してください
- 4 ワクチンの追加接種をご検討ください

なお、基本的な感染防止対策にも引き続きご協力をお願いします

※レベルに応じた別に定める依頼（次ページ）にもご協力をお願いします

年度末・年度始めにおける感染対策強化期間（3/19から4/10まで）

【県民の皆様へ】

- 謝恩会・歓送迎会など会食を行う際は、旅行を行う際は基本的な感染防止対策を徹底してください
- 進学・就職・帰省等による来県をできるだけ分散化してください

【事業者の皆様へ】

- 入学式、入社式などの行事を行う際は感染防止対策を徹底してください
- 転勤や引っ越しの時期の分散化をご検討ください

3-2 レベルに応じた県民・事業者の皆様への協力依頼、県が実施する対策

レベル5圏域限定

- 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内としてください
- イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください
- 県の公共施設について感染対策を徹底し、対策の徹底が困難な場合には休止等の措置を検討。また、市町村に対しても同様の対策を行うよう協力を要請

など

レベル4及び5圏域限定

- 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は、十分注意してください
- 高齢者施設等での自主検査実施を奨励し、かかる経費を補助

など

全圏域共通（レベルに関わらず）

- 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください
- 業種別の感染予防ガイドラインの遵守を徹底してください
- 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- 県は、学校・保育所等における対策を徹底

など 16

「医療警報」の再発出や

「医療特別警報」の発出に至らないよう、

皆様のご協力を心よりお願い申し上げます